

議案第127号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年4月から平成27年3月まで」を「平成27年4月から平成30年3月まで」に、「100分の11.5」を「100分の5.5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

特定任期付職員の給料月額の特例措置を講ずる期間を延長するとともに、当該措置により減じる給料月額の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する
条例 (抄)

第 1 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成17年大阪市条例第18号。

以下「条例」という。) 第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員の給料の月額は、平成24年 4 月
平成27年 4 月

から平成27年 3 月までの各月分に限り、同項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規
平成30年 3 月

定による給料月額 (以下「給料月額」という。) から、給料月額に $\frac{100}{100}$ 分の11.5を乗じた額 (そ
100分の5.5

の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。